

平成 26 年度 関東ジュニアゴルフ選手権女子 12 歳～14 歳の部、15 歳～17 歳の部決勝競技

開催日 : 7 月 30 日(水)31 日(木)8 月 1 日(金)

開催コース : 千葉カントリークラブ・野田コース

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I(c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I(c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. 溝とパンチマークの規格

『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』(裁定 4-1/1)(付属規則 II 5c 注 2 ゴルフ規則 199 ページ参照、2014-2015 ゴルフ規則裁定集 76 ページ 4-1/1 参照)

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

8. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間でいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 :
険悪な気象状況による即時中断 :
プレーの再開 :
} カート備え付けの無線にて連絡する。

9. 移動

『規則付 I(c)8 移動』(ゴルフ規則 181 ページ参照)

10. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含む
スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かせない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かせない障害物と白線でつながれている区域(その動かせない障害物の一部とみなす)
5. コースと不可分の部分
 - a. 樹木に巻きつけたり、密着させてあるもの
 - b. ハザード内にある人工の壁、パイリング(杭)

注 意 事 項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン(25 球)を限度とする。
5. スタート時間 15 分前には、必ずティーインググラウンド周辺に待機すること。
6. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないように注意すること。
プレーの不当な遅延についてはペナルティを課すことがある。
7. 正規のラウンド中、ギャラリーとの接触は控えること。

競技委員長 橋 本 泰 子

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	366	164	499	385	397	342	505	148	355	3161
Par	4	3	5	4	4	4	5	3	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
399	501	142	344	379	357	383	163	499	3167	6328
4	5	3	4	4	4	4	3	5	36	72